

○和泉市男女共同参画審議会規則

平成19年8月5日

規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市男女共同参画推進条例（平成19年和泉市条例第23号）に定めるもののほか、和泉市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 審議会に、その円滑な運営を図るため部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
- 5 部会長は、部会における審議状況及び結果を審議会に報告する。

(関係者の出席等)

第5条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴取し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、男女共同参画担当部署において行う。

(補則)